

「計画通知」案件に関する業務について

令和6年6月19日に改正建築基準法が公布（施行は公布後、6カ月を超えない日）され、当改正により同法第18条で定める国、都道府県または建築主事を置く市町村の建築物（「計画通知」対象建築物）に対する審査・検査等は指定確認検査機関でも実施することが法律上、可能となります。※

この改正を受けて、日本 ERI 株式会社では「計画通知」案件に関する業務を実施する予定としておりますので、「計画通知」に関するご相談についても確認申請同様、ご活用いただけますようご案内申し上げます。

※留意事項

実際に「計画通知」案件業務の審査・検査が可能となるのは、改正基準法施行後、計画通知に関する事項を追加した建築基準法第77条の27に基づく指定確認検査機関による「確認検査業務規程」が国に認可されてからとなります。具体的な時期については今のところ、未定となっています。（わかり次第、またご連絡いたします）

【現行】

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。

【改正建築基準法施行後】

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対しても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○

※内閣府「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要」

問い合わせ先

技術的なご相談については、各支店の担当者までお問合せ下さい。